

# 公益社団法人富山県浄化槽協会 入会及び退会に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人富山県浄化槽協会（以下「協会」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

## (入会手続)

第2条 協会の正会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（第1号様式）に個人にあつては履歴書及び住民票（又は身分を証明する書類）、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、協会に提出しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 協会の賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（第2号様式）を提出しなければならない。

## (入会審査基準)

第3条 正会員の入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定し、入会を承認したときは、入会決定通知書（第3号様式）により入会申込者に通知しなければならない。

(1) 過去に当協会の会員であつた者で除名処分を受けた者は、その処分後3年以上経過していること。

(2) 入会申込書及び添付された関係書類から、会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること。

2 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書の提出又は賛助会費の納入をもって、賛助会員とする。

## (同時入会)

第4条 正会員は、協会の入会と同時に支部運営規程に定める支部に入会するものとする。

## (会員名簿)

第5条 正会員は、当協会の管理する正会員名簿、賛助会員は、賛助会員名簿に登録する。

2 前項の登録内容に変更が生じた場合には、速やかに正会員（賛助会員）名簿記載事項変更届出書（第4号様式）を提出するものとする。

3 定款第10条の規定により、会員資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

## (退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

## (再入会)

第7条 過去に会員であつた者で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、入会及び退会手続に関する必要な事項は会長が別に定める。

附則 この規程は、公益社団法人富山県浄化槽協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。